

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 22 日現在

機関番号：11201

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23730015

研究課題名(和文) イタリアにおける宗派間の平等処遇と共和主義の機能に関する研究

研究課題名(英文) Equal treatment of religious denominations and the function of Republicanism in Italy

研究代表者

江原 勝行 (EHARA, KATSUYUKI)

岩手大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号：60318714

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、イタリアにおける各宗派に対する信教の自由保障と共和主義の関係を明らかにすることを目的とするものである。信教の自由保障の特質としては、一方では、諸個人が公共空間において積極的信教の自由を行使することに対する容認、他方では、政府による特権的地位の付与が多様な宗派に拡張される可能性に対する容認を摘示することができた。その結果、イタリア流の共和主義は、個人・団体双方のレベルにおける信教の自由の行使に関する積極的局面を評価する機能を内包しているという結論が導き出された。

研究成果の概要(英文)：This research has been carried out for the purpose of clarifying the relation between the guarantee of freedom of religion to religious denominations and the Republicanism in Italy. For the characteristics of the guarantee of freedom of religion in Italy, we can point out that, on one hand, each individual has a right to express positively his or her religious beliefs in public space and that, on the other hand, it is possible for various religious denominations to be granted a privileged position by the government. As a result, we have reached the conclusion that the Republicanism in Italy has the function of respecting the positive aspect in the exercise of freedom of religion at the level of both individuals and groups.

研究分野：社会科学，法学，公法学，比較憲法

キーワード：国家の非宗教性 信教の自由 イタリア

1. 研究開始当初の背景

現在のヨーロッパでは、経済活動におけるグローバル化の動向とEU統合の不可逆的進展を背景として、国民国家の相対化、民族的・宗教的・文化的アイデンティティの承認要求、事実としての国民統合の揺らぎといった諸現象への政治的・法的対応が焦点の課題となっている。この政治的・法的対応は、直接的には移民の受入れ及び市民権付与の政策となって現れるものである。そして、それらの政策は、国家における国民統合をいかにして図るかという巨視的視点から捉えられる際、社会における民族的・宗教的・文化的多様性の顕在化を法的にいかに評価すべきか、特にマイノリティ集団による文化的諸権利の承認要求を法律上どのように処遇すべきかという国家の根本問題と関連している。この問題状況は、アフリカ・東欧諸国からの主要な移民受入れ先の1つとなっているイタリアにおいて、社会的分断をもたらす深刻さをもって立ち現れている。

イタリアにおいてかかる問題状況を象徴的に示しているのが、イスラム教徒を始めとする非カトリック教徒の信教の自由を教育・裁判・選挙等の公的領域においていかなる程度・態様により保障すべきかという、宗派間の法的平等をめぐる問題である。また、この問題は、イタリアが憲法の中で「一にして不可分の共和国」を謳っていることとの関係上、各宗派の宗教的アイデンティティの発現を公的領域において保障することが人権保障の普遍性という共和国の基本原則を切り崩すことにならないかという、共和主義的国家像への抵触の存否にも関わっている。したがって、イタリアの公的領域における宗派間の平等の現状について検討することは、国家の非宗教性原則とその下での信教の自由の保障態様、平等原則の運用のあり方、宗教的マイノリティによる基本権承認要求の是非、国民国家における共和主義概念の機能といった、人権論・国家論における基本的問題群と広く結合している。

かかる結合を意識しながら、イタリアにおいて諸宗派に対する信教の自由の平等保障がどのように図られているのかということの研究することは、信教の自由の平等な保障と政教分離原則との関係という問題を基本権論の重要なテーマの1つとする日本の憲法学にも一定程度の寄与を為しうるように思われる。

2. 研究の目的

本研究は、これまで日本の憲法学・公法学において本格的な紹介・検討の対象となることが極めて限られていたイタリアを準拠国として、公的領域における宗派間の平等処遇と共和主義の基本権保障上の機能に関わる法運用及びそれに対する学説上の評価を明らかにすることを目的とする。具体的には、各宗派に保障される信教の自由に関する判

例上・学説上の制憲当初以来の解釈を国家の非宗教性原則の観念との関連において明確にした上で、公立学校等の公共施設における各宗派の信教の自由行使に対する公権力の処遇、また、各宗派が享受しうる特権的優遇措置の付与に関する行政上・立法上の対応といった諸問題について、関連する憲法判例、行政判例、そして司法判例を素材としながら分析を行った。

そのような分析をもって、近代法治国家への改革を市民革命を経ずに進行させた立憲主義の後発国であるという点、また、20世紀に入ってから近代国家の危機に対しても、既存の権力の拡大・強化という全体主義的な解決策を模索することにより、第2次世界大戦における体制の破綻を帰結したという点において、イタリアと共通する歴史的経験及び基本権保障上の課題を有する日本の憲法学に貢献することを、本研究は志向するものである。

3. 研究の方法

本研究は、上記「研究の目的」に示された関心ないし論点に基づき、主として文献の収集、関係各機関への訪問調査、それらの成果に関する比較法的意義の検討、それらの結果を論文として発表する、といった段階を踏んで遂行された。

文献の収集については、立法・裁判といった制度の確立ないし運用に対する学説の評価に関し国内において入手することが困難なものが多いイタリア公法学・教会法学に関する文献をイタリアに直接赴き収集する機会をもった。その際、国会図書館、憲法裁判所、ボローニャ大学等、本研究の問題関心に関わりのある政府機関及び大学を訪問した。

国内及びイタリアにおける文献の収集に基づき、入手された文献・資料から確認される、信教の自由の保障及び国家の非宗教性原則に関してイタリアの制度が有する制度的・思想的独自性につき、国内における政教分離制度の専門家(研究協力者)とともにその比較法的意義の検討を適宜行った。

文献の収集及び研究協力者との検討を踏まえ、上記「研究の目的」に示された問題関心に基づき、研究代表者が論点整理及び各論点に関する調査・研究の取りまとめを行った。整理された論点ごとの研究内容を、その段階における研究成果として学術論文の形で公表した。

4. 研究成果

本研究において、イタリアの公共空間における各宗派に対する信教の自由保障のあり方につき、関連文献の収集・検討等に基づき、制度・運用・理論に焦点を当てつつ研究を行い、以下の(1)～(4)に大別される研究成果を得ることができた。

(1) イタリア憲法における信教の自由及び

国家の非宗教性原則に関する基本的解釈

国家の非宗教性原則の意義を明らかにする上で、まず共和国憲法制定議会において、カトリック宗派と非カトリック宗派との関係のあり方、及び諸個人に対する信教の自由の保障の態様につき、どのような議論が行われたのかということが跡づけられた。その結果、諸個人に対する信教の自由及び宗派間の平等の保障は、すべての信仰が平等な法的規律に服するのみならず、共和国憲法及び共和国憲法に抵触しない諸法律によって設定される制限以外のいかなる制限も課されることなく、いかなる宗派に属する信者であっても自由に自己の信仰を表明し、宗教的信条に関連する諸活動を自由に展開することができるという意味において解釈されるべきことが確認された。

したがって、現在のイタリアにおける信教の自由保障に関わる制度構築及び憲法解釈の基本方針としては、一方では、社会におけるカトリックの事実上の影響力を公共空間において縮減する、すなわち多様な宗派間の非差別原則を厳格化することをもって、他方では、カトリック以外の宗派に属する諸個人の宗教的属性を法律が積極的に考慮することをもって、宗教的多元主義を十全に確保するという観点に立脚しているということ、そして、そのことがイタリア流の共和主義の中核的内容を構成しているということを確認にすることができた。

(2) 宗教的マイノリティに属する諸個人の信教の自由と国家の非宗教性原則

(1)において示された、イタリア憲法に規定される信教の自由及び国家の非宗教性原則に関する解釈が、実際に憲法裁判所や最高裁判所を始めとする裁判機関によってどのように適用されているのか、具体的争訟との関連において検証する作業を行い、(2)及び(3)に示される研究成果を得ることができた。

各宗派に属する諸個人に対する信教の自由の保障との関連では、特に、公立学校におけるキリスト十字架像という宗教的標章の存在の是非をめぐる対立が行政訴訟に発展した事例について、国内裁判所及び欧州人権裁判所が示した判断、並びにそれらの判断に対するイタリア国内の憲法学説・教会法学説の評価を紹介・検討した。

まず、公立学校におけるキリスト十字架像の設置と宗教的マイノリティの信教の自由との相克という問題に関連するイタリアの国内裁判所及び欧州人権裁判所の判例を調査した。国内裁判所の判例では、公共空間における十字架像の存在により信教の自由が侵害されるとの宗教的マイノリティの主張を認めるか否かにつき、最高司法裁判所たる破毀院と最高行政裁判所たる国務院とで見解の相違が見られるが、十字架像が宗教的次

元を超えた文化的価値をもつことを理由に、宗教的マイノリティのかかる主張を否定した国務院の判例が、政治的・社会的支持を一般に受けていることが検証された。欧州人権裁判所の判例については、国内裁判所によっては救済を得られなかった原告による不服申立てが係属した小法廷により下された判決ではかかる国務院判例が否定されたが、小法廷判決に対するイタリア政府の不服申立てを受理した大法廷では、各締約国に留保される「評価の余地」の観念に基づき、教育環境の整備に関するイタリア政府の裁量権が尊重されることとなり、公立学校における十字架像の存続を結果として容認する判断が示されたということが確認された。

次に、国内裁判所・欧州人権裁判所の判例の動向を踏まえ、イタリア国内の憲法学説及び教会法学説が当該問題に対しいかなる評価を行っているのかを跡づけた。国務院判例及び欧州人権裁判所大法廷判決を好意的に評価する立場からは、既存の宗教に対し公共空間においてその価値を承認し寛容の態度を示すという観点に基づき宗派間の平等を図る義務として、国家の宗教的中立性が構成されていることが明らかにされた。それに対し、公共空間における宗教的標章の存在を容認することは、宗教的マジョリティとの良心的アイデンティティの同一化を宗教的マイノリティに強制するに至るという批判が、少なからず提起されているということが確認された。国務院判例及び欧州人権裁判所大法廷判決に対するそれらの見解についての検討を行い、それらの判例を支持する立場は、あらゆる宗派に属する諸個人による積極的信教の自由の行使を尊重する「宗教的多元主義」に立脚し、それらの判例を批判する立場は、特に宗教的マイノリティに属する諸個人の消極的信教の自由を尊重する「宗教的多元主義」に立脚している、すなわち、それらの見解の対立は、「宗教的多元主義」の概念構成の相違に帰着するものとして理解されるという結論が導き出された。

(3) 宗派が享有する平等な自由と国家の非宗教性原則

団体レベルにおける信教の自由の保障のあり方、すなわち、諸宗派に対する国家の平等処遇と国家の非宗教性原則との関係については、特に、諸宗派と国家との関係を個別に規律する取極の締結に向けた交渉の開始を無神論者の団体が請求したところ、政府により却下されたことが行政訴訟に発展した事例について、最高司法裁判所たる破毀院と最高行政裁判所たる国務院の判例政策、及びそれに対する学説上の評価をまとめつつ検討を行った。

この問題に関しては、取極の締結過程における政府による裁量権行使の性質、及び政府に対し取極の締結を要求しうる「宗派」の観念が主たる争点となる。前者の争点との関連

では、取極締結過程における政府の裁量権が、行政訴訟の審査対象から除外される「政治行為」に該当するの否かということが最大の問題となる。この論点につき、国務院は、特定の行政行為に対し「政治行為」としての性質を肯定することは、憲法上保障される出訴権に対する適用除外を設けることになるため、「政治行為」の概念を限定的に解釈しなければならないとの立場を明らかにした。その結果、取極の締結に関する政府の裁量権は、「政治行為」としての性質を有さず、司法審査の対象から排除されないという判断が示された。そして、国務院によるかかる判断は、破毀院の判例においても確認・補強されているということが明確にされた。

また、取極の締結を要求しうる「宗派」とはいかなる団体かという争点については、国務院判例及び破毀院判例において直接明示されるところとはなっていないが、憲法裁判所判例によれば、公的機関による承認、団体の規約、一般的意識とった諸基準によって「宗派」への該当性を個別的に判断することは可能であると考えられている。このような憲法裁判所判例が、宗教団体の組織化における平等な自由という原則に基づき、無神論者団体であっても、取極の締結を請求する資格を有すると判断した国務院及び破毀院の立場の基盤を成している。

以上により、国務院及び破毀院の判例としては、税制上の優遇措置等の特権を得るための取極の締結を政府に要求する諸団体の組織化における平等を重視する観点から、取極締結過程における政府の裁量権を限定的に解釈し、かつ特権を受けるに値する「宗派」の観念を広く捉えるという判例政策の共通性が確認された。

なお、この問題に関する憲法学説及び教会法学説の見解については、無神論者団体を「宗派」の概念に含めることに対して懐疑的な態度を示す見解も見られるが、結論としては、信教の自由の平等保障という見地において、無神論者団体であっても、政府との取極の締結に基づく特権享受の対象たりうるとの立場が一般的であり、したがって、国務院及び破毀院の上記の判例政策は、概ね好意的に評価されているということを示すことができた。

(4) 「共和国憲法の基本原則」と超国家的法秩序及び国際法秩序との関係

本研究の助成期間においては、国家の非宗教性原則に代表される「共和国憲法の基本原則」が、欧州連合(EU)や国際連合といった超国家的法秩序あるいは国際法秩序との関係においていかなる地位を占めるかということに関わる憲法裁判所判例の分析も行った。

EUにおいて発せられる法規範と「共和国憲法の基本原則」との関係については、主権の制限を容認することによってイタリアが

遵守する義務を負うEU法規範といえども、主権の制限に対抗する限界としての中核的憲法規範、すなわち「共和国憲法の基本原則」に適用除外を設けることはできない、という判例法理が憲法裁判所によって形成されてきた過程を跡づけることができた。その一方で、EU統合の不可逆的進行を前にして、かかる判例法理は、実際には憲法裁判所判決において適用されていない、しかしながら、国務院及び破毀院の判例の中には、EU法規範との関連においてかかる判例法理を適用したものと考えられる諸判決が存在することが確認された。

国際法秩序において生成される諸法規範と「共和国憲法の基本原則」との関係については、外国国家の裁判権免除を承認する慣習国際法規範、及びこの慣習国際法規範の執行を命じる国際司法裁判所判決に対するイタリア政府の遵守義務の存否という問題を素材に検討を行った。憲法裁判所の最新判例によれば、外国国家が戦争犯罪を行ったことにより、自国の市民が人権を侵害された場合に、国際法上伝統的に承認されてきた国家の裁判権免除の原則を適用し、当該外国国家に対する損害賠償請求訴訟を否定することは、「共和国憲法の基本原則」の1つである出訴権の保障に抵触するために、かかる慣習国際法規範を国内法秩序において受容することはできず、したがって、かかる慣習国際法規範の執行を命じる国際司法裁判所判決を遵守する必要はないとされる。

以上のように、憲法裁判所は、EUとの関係においては、「共和国憲法の基本原則」をもってEU法規範を国内法秩序から排除する理論的可能性を認めながらも、実際にはそのような帰結を導く判決を下したことはなかったのに対し、国際法秩序との関係においては、戦争犯罪による人権侵害という結果の重大性に鑑み、「共和国憲法の基本原則」というイタリアの憲法的アイデンティティを国際法規範に対し優越させる帰結を実際に導いている。この憲法裁判所判決は、イタリア国内において、その論理構成については様々な批判を向けられつつも、当該事案に関する限り、「共和国憲法の基本原則」をもって国家の裁判権免除の原則を国内法秩序から排除したという点においては、画期的意義を有するものとの評価を得ており、日本において未だ紹介されていないかかる憲法裁判所判例を、本研究期間において詳細に分析することができた。

(5) 総括と展望

以上により、本研究において、イタリアの政教分離体制に関し、制度面・運用面双方の観点からその比較憲法的意義を一定程度明らかにすることができたように思われる。

特定の信仰を有する信者個人のレベルにおける信教の自由の保障に関しては、当然のことながら、かかる保障のあり方をめぐる憲

法解釈に見解の相違は見られるものの、キリスト教の伝統的価値観が宗教的次元を超えて広く社会に浸透しているという認識を主たる拠り所としながら、いかなる宗派に属する信者であっても、公共空間において積極的信教の自由を行使することを容認する思潮が有力になっている現状が確認された。

宗派という団体のレベルにおける信教の自由の保障に関しては、厳格な政教分離制度を採用していると考えられている諸国とは対照的に、宗派の組織化における平等な自由、あるいは信教の自由の平等保障という観点に基づき、税制上の優遇措置等の特権的地位を可能な限り多様な宗派に拡張すべきという方針が、国家の宗教的中立性に適合する解釈と見なされているという、判例・学説双方に共通した傾向を摘示することができた。

したがって、イタリア流の共和主義は、個人・団体双方のレベルにおける信教の自由の行使に関する積極性を公共空間において承認する機能を内包していると思なすことができる。

そして、それらの内容を中核とする国家の非宗教性原則は、超国家的法秩序及び国際法秩序において生成される諸規範の適用を国内法秩序において排除する可能性を内包した憲法的アイデンティティを構成するという、憲法裁判所の一貫した判例政策を跡づけることもできた。

今後は、本研究によって明らかにされた、イタリアにおける国家の非宗教性原則及び共和主義の含意が、憲法裁判所、国務院、破毀院という、司法機構の頂点に位置する3者の関係において、いかなる具体的事案を対象として適用されていくのか、判例政策の推移についてさらに精緻に調査・検討することが望まれる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

江原勝行, イタリアにおける慣習国際法規範の遵守義務と合憲性審査, アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要), 査読無, 第96号, 2015年発行予定, 総頁数26頁

江原勝行, イタリアにおける宗教団体の平等な自由と司法審査, アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要), 査読無, 第94号, 2014年, 37-62頁

<http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/5282/1/al-no94p37-62.pdf>

江原勝行, イタリアにおける国家の非宗教性原則と公共空間における宗教的標章, アルテス・リベラレス(岩手大学人文社会科学部紀要), 査読無, 第92号, 2013年, 87-111頁

<http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitst>

[ream/10140/5231/1/al-no92p87-111.pdf](http://ir.iwate-u.ac.jp/dspace/bitstream/10140/5231/1/al-no92p87-111.pdf)

〔学会発表〕(計1件)

江原勝行, イタリア憲法とEU法・欧州人権条約, 「ヨーロッパ憲法の形成と各国憲法の変化」ワークショップ, 2011年9月20日, 早稲田大学(東京都新宿区)

〔図書〕(計1件)

中村民雄, 山元一, 江原勝行他, 信山社, ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化, 2012年, 109-128頁

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

<http://univdb.iwate-u.ac.jp/>(国立大学法人岩手大学研究者総覧)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江原 勝行(EHARA KATSUYUKI)

岩手大学・人文社会科学部・准教授

研究者番号: 60318714

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: